

平成31年4月1日

## 「JAあがつま一般事業主行動計画」

職員が仕事と子育てや介護を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の通り行動計画を策定し実行する。

1. 計画期間 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

2. 内 容

目標1 産前産後休業や育児休業、介護休業にかかる諸制度や社会保険料免除制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成31年4月～ それぞれの制度に関するパンフレット等を職員に配布

目標2 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、職員の研修を行う。

<対策>

- 平成31年4月～ 職員へのアンケート調査による実態把握
- 令和2年4月～ 研修内容の検討
- 令和3年度～ 研修の実施

目標3 年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均10日以上とする。

<対策>

- 平成31年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態把握  
有給消化の義務化についての理解と制度の周知
- 令和元年9月～ 取得日数が少ない部署・職員に対しての取得促進